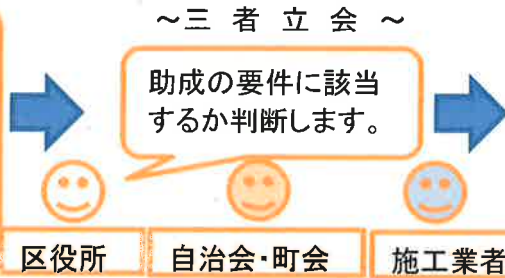


# ◆◆私道防犯灯設置助成金交付制度◆◆

## 手続きの流れ

### 1 防犯灯設置希望箇所の現地確認！

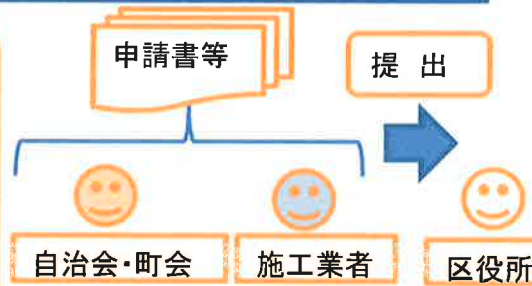
建築調整課  
(5744-1308)  
に相談。三  
者立会の日  
時を決めま  
す。



助成対象であれば、その  
場で申請書類一式をお渡  
しします。申請書類はHP  
からダウンロードもでき  
ます。  
助成対象とされた箇所  
について申請を受けます。

### 2 助成金交付申請書等の提出

申請者は、自  
治会長・町会長  
です。  
必要箇所に記  
入・押印をし、  
提出してくだ  
さい。



書類を審査し、工事  
内容を決定します。  
その後、連絡をいた  
します。

※必ず連絡があつ  
てから工事を始め  
てください。

### 3 工事施工・工事完了検査

写真撮影基準に  
基づき写真を撮  
影しながら防犯  
灯を設置してく  
ださい。

工事完了の連  
絡をお願いします。  
完了検査の日  
時を決めます。

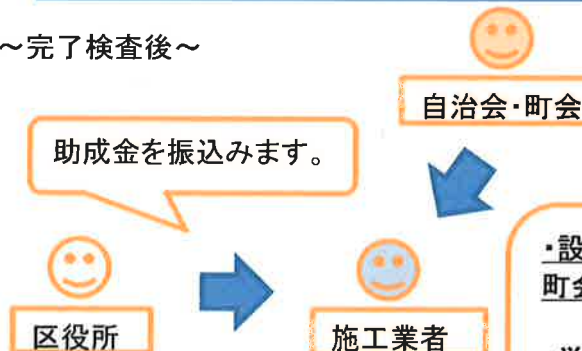
～三者立会～  
点灯確認

工事写真及び工  
事金額の内訳が  
わかる書類の提  
出をお願いします。



### 4 助成金のお支払い

～完了検査後～



請求書兼委任状(第16号  
様式)により、助成金を  
受け取る権限を施工業  
者に委任します。

・設置後の防犯灯の維持管理は、自治会・  
町会でお願いいたします。

・蛍光灯→LEDに変更した場合、電気料  
金等の契約内容を電気事業者を確認して  
ください。(変更の可能性があります。)